

大阪あーかいぶず

目 次

大阪府における市町村合併の歴史……………	1 頁
昭和20年代の行政文書の紹介（その2）……………	6 頁
平成15年度企画展、歴史資料講座を開催して……………	7 頁
公文書館からのお知らせ……………	8 頁

第33号 平成16年3月

大阪府公文書館発行

大阪府における市町村合併の歴史

～「明治の大合併」と「昭和の大合併」を中心に～

高倉史人

■ はじめに

地方分権の推進を図るため、その一環として自主的な市町村の合併を推進すること等を目的として、「市町村合併特例法」の下で、最近、全国の市町村で合併論議が盛んに行われ、また、合併に向けた動きが急を告げている。この「平成の大合併」にあたり、しばしば過去の「明治の大合併」や「昭和の大合併」が引き合いに出される。

本稿では、大阪府における過去の市町村合併が、いつどのように行われたのか、また、どのような背景があったのか等、当館所蔵文書によりながら、「明治の大合併」や「昭和の大合併」を中心に述べる。

■ 明治時代の合併

（1）「明治の大合併」

明治政府は、明治22年（1889）2月21日の大日本帝国憲法の公布に先立ち、明治21年4月25日に市制・町村制を公布した。この市制・町村制に関して、明治21年（1888）2月13日、内務大臣山県有朋は、市制・町村制法案研究のために開かれた地方官会議の席で、市制・町村制を設ける目的は、「地方自治、及び分権ノ主義ヲ実行スル」ことであり、「自治分権ノ法ヲ施ス」のは、「立憲ノ制ニ於テ、国家ノ基礎ヲ鞏固

にすることであると述べた。そして、「国家ノ基礎ヲ鞏固」するためには、「町村自治ノ組織ヲ立テ」なければならず、これは、「町村ハ基礎ニシテ、国家ハ猶家屋」のようなものだとして地方制度の制定を急いだ。

明治政府は、翌明治22年4月1日からの市制・町村制施行にあたって、後述する町村合併基準にしたがって町村合併を行った。明治21年当時、全国町村数は、71,314であったが、そのうち全く民戸のない町村及び百戸以下の町村は48,000余で、全町村の7割弱に及び、1町村当りの平均人口は550人に満たなかった。そこで、一挙に町村を約5分の1の15,820に統合したのが「明治の大合併」である。なお、全国で39市が市制・町村制施行時に成立した。

（2）大阪府の場合

明治政府は、市制・町村制を実施するために、21年（1888）6月13日、内務大臣山県有朋の次の訓令第352号をもって地方長官に町村合併標準を示した。

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資カラ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐

ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有カノ町村ヲラシメサルヘカラス。依テ其施行ニ際シ、先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域・人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為スコシ。

第一条 従来町村ノ区域廣ク又ハ相当ノ資力アリテ独立自治ノ目的ヲ達ス可シト認ムルモノハ分合スヘカラス

第二条 前条ニ依リ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト認ムル町村ハ之ヲ合併スルヲ要ス

民戸ナキ町村ハ総テ近接市町村ニ合併スヘシ

土地ナキ町村ハ其地籍ヲ有スル町村ニ合併スヘシ若クハ其地籍ヲ分割スヘシ

第三条 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ大小広狭其宜ヲ量リ適當ノ処分ヲ為スコシ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ猶従来ノ習慣ニ從ヒ請願ヲ斟酌シ民情ニ背カサルヲ要ス且現今ノ戸長所轄区域ニシテ地形民情ニ於テ故障ナキモノハ其区域ノ併合併ヲ為スコトヲ得合併ヲ為ストキハ町村ノ区域広濶ニ過キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意ス可シ

第四条 町村ノ合併ヲナストキハ深く将来ノ利害得失ニ注意シ郡区長及町村吏員等ニ就テ之ヲ諮詢シ勉メテ民情ノ帰スル所ヲ察スルヲ要ス (以下略)

この町村合併標準基準の訓令に従って、大阪府では初め府当局が合併案を作成したが、後にこれを改めて、各戸長役場を通じて民意を聞くことにした。その後、町村の合併の編成が行われ、明治22年(1889)4月1日の市制・町村制施行前には1372町村あったものが、322町村(12町、310村)となった。また、市制に関して、山県有朋は、意見書の中で「市制を施行す可き地は、人口大凡二万五千以上輻輳の地にして、本大臣之を指定すべきものなり」と述べている。そして、大阪、堺には市制が敷かれた。しかし、大阪市に関して、元老院が東京・京都・大阪の3市は、諸般の事情が他の市と異なっているから、その市制を一律に実施することはできないと反対したために、明治政府もこれを受け入れて、3市には行政首脳部が府市一体化するという市制特例が適用された。これは、市長と助役の職務を府知事と書記官が担当することなどの

特例であった。なお、市制特例は明治31年(1898)9月に廃止された。

「明治の大合併」以後も全国的に市町村合併が進められていった。日清・日露戦争後には、いわゆる「戦後経営」を進める政府によって市町村合併による財源安定が求められた。

特に、日露戦争後、第2次桂太郎内閣のもとで、財政再建や社会矛盾の激化、講和条約への不満などで動揺した民心を統合することなどを目標として内務省主導による地方改良運動が進められた。この運動において、国内体制の整備・強化が急がれ、町村の財政基盤整備として、町村財産の設定・増殖など共に市町村合併が奨励されたのである。

大阪府において、明治22年(1889)4月1日から45年(1912)7月30日までに、市は大阪市、堺市の2市と変わらなかったが、町村は322から299へと減少した。

なお、富田林町(明29・8)、茨木町(明31・10)、高槻町(明31・10)、吹田町(明41・4)、八尾町(明36・8)、長野町(明43・9)、佐野町(明44・10)が誕生した。また、明治45年1月には、岸和田町、岸和田浜町、岸和田村、沼野村が合併し岸和田町となった。

■ 大正時代の合併

大正時代に入ると、全国的には、大正11年(1922)において、明治22年4月と比較すると、市は39から91に増加したが、市町村は15,820から12,224へと約3,600減少した。さらに、大正12年(1923)の郡制廃止、大正15年(1926)の郡役所廃止に伴い、町村規模の拡大が図られた。

大阪府において、大正11年1月には、府下第3番目の市として、岸和田町が岸和田市となった。堺市は、大正9年4月泉北郡の向井町・湊町を合併し、ついで14年10月には泉北郡舩松村を、翌15年10月には三宝村を合併した。また、高石町(大4・4)、大津町(大4・4)、富田町(大14・11)、布施町(大14・4)、小阪町(大14・4)が誕生した。

結局、大正時代は、市が2から3に増加したが、町村は299から247へと減少したのである。

■ 昭和前期（戦前）の合併

昭和に入っても市町村合併が進められ、特に、昭和15年（1940）が「紀元2,600年」であることから、その奉祝記念事業として市町村合併が考えられた。またこの時期は、戦時体制の強化のためにも合併による市町村財政規模の拡大強化が意識されていた。

大阪府において、府下市町村の行政負担能力を増進させるための合併が積極的に行われた。豊中町、桜井谷村、麻田村、熊野田村→豊中市（昭11・10）、布施町、高井田村、長瀬村、弥刀村、小阪町、意岐部村、楠根町→布施市（昭12・4）、吹田町、岸部村、千里村、豊津村→吹田市（昭15・4）、貝塚町、木島村、西葛城村→貝塚市（昭18・5）へと合併が行われ市となった。また、池田町→池田市（昭14・4）、大津町→泉大津市（昭17・4）、高槻町→高槻市（昭17・12）となり、全部で7市が新たに誕生した。

府下の町村合併も盛んに行われた。例えば、枚方町、殿山町、蹉村、川越村、山田村、樟葉村→枚方町（昭13・11）、長野町、千代田村→長野町（昭15・6）、富田林町、彼方村、錦郡村、川西村、新堂村、喜志村、大伴村→富田林町（昭17・4）九個荘町、寝屋川村、豊野村、友呂岐村→寝屋川町（昭18・4）などが合併し町となった。

結局、昭和元年（1926）から20年（1945）までに、大阪府では、市が3から10に増加したが、町村は247から158に大きく減少したのである。

■ 昭和後期（戦後）の合併

（1）「昭和の大合併」

戦後、日本の民主化政策が進められる中で、市町村の行政事務量は増大した。6・3制の新学制による新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉や保健衛生関係な

どの新しい事務が市町村の事務とされた。

昭和24年（1948）8月と翌25年9月にコロンビア大学教授カール・シャウプを団長とする税制視察団が来日した。使節団は国と地方の税制を検討し新しい財政秩序を調査・勧告を行った。これがいわゆるシャウプ勧告である。そのなかで町村合併に関して次のように述べられている。

市町村が学校・警察その他活動を独立して維持することが困難な場合には、比較的隣接地域と合併することを奨励すべきである。同様に、隣接府県は特殊の行政、たとえば水害防止或いは大学教育の規模を拡大するために協力するよう奨励すべきである。市町村または府県の合併が、行政の能率を増すために望ましいときにも、またこれを奨励すべきである。このようにすれば、小規模な行政による不利益を克服できるであろう。

このシャウプ勧告に基づいて、昭和24年（1949）12月に地方行政調査委員会議（いわゆる「神戸委員会」）が設置され、翌年10月14日に「国庫補助金制度の改正に関する勧告」、12月22日に「行政事務再配分に関する勧告」が出された。市町村合併については、後者の勧告の中で次のように述べられている。

町村は数にして約12,000、平均人口は5,000余人（この平均人口に達しない町村が全体の約66パーセント）にすぎないのであって、現状においても、既にその事務処理が円滑に行われているとはいいたいものが多い。当会議としては、種々の資料を総合的に判断した結果、規模の著しく小さい町村については、おおむね人口7,000、8,000程度を標準として更に次のような点を検討の上その規模の適切化を図るべきであると考え。その実施にあたっては、府県単位に委員会を設けて、地方の実情に即した具体化の方法を調査研究することが適当であろう。（以下略）

この神戸勧告を受けて、政府は、昭和28年（1953）9月1日に町村合併促進法（法律第285号、31年9月までの時限立法）を公布し、同年10月1日から施行した。この法律は、「町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的

平成 16 年 3 月

にし、住民の福祉を増進するよう規模の適正を図ること」を目的としていた。また、第3条では、町村の規模に関して、「町村は、おおむね八千人以上の住民を有すのを標準」とすること、第4条では、都道府県が町村合併を推進するために「町村合併促進審議会」の設置できることについて定めていた。なお、町村合併推進法の施行に先立ち、昭和28年9月11日、政府は、今後3カ年間におおむね町村数を3分の1のすること、町村合併推進本部を設けることといった基本方針も決めた。

町村合併促進法施行の結果、昭和28年9月までに、全国で市が286、町村が9,582であったものが、これが失効する31年(1956)9月までに、市が498と大幅に増え、町村が3,477と約3分の1と大きく減少し、合併が格段と推進された。

この町村合併促進法失効後の昭和31年(1956)10月1日から新市町村建設促進法(同年6月30日公布、法律第164号)が施行された。この法律は、「町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進すること」を目的としていた。また、新市町村建設計画の調整・実施・実施を促進する諸措置、財政上の特別措置及び未合併町村の合併推進などについて規定していた。

新市町村建設促進法施行の結果、31年(1956)9月に、全国で市が498、町村が3,477であったがものが、これが一部失効した昭和36年(1961)6月までに、市が556と増加し、町村が2,916と減少し、合併が推進された。

このような、昭和28年10月の町村合併促進法施行から、昭和36年新市町村建設促進法一部施行まで、市町村数が約3分の1まで減少した。これが、「昭和の大合併」である。

(2) 大阪府の場合

大阪府では、昭和21年(1946)10月に守口町、三郷町→守口市、23年1月に茨木町、

春日村、玉櫛村、三島村→茨木市、同年4月に八尾町、竜華町、西郡村、久宝寺村、大正村→八尾市へと合併が行われた。また、22年8月に枚方町→枚方市、23年4月に佐野町→泉佐野市、25年(1950)4月に富田林町→富田林市、26年5月に寝屋川町→寝屋川市となった。また、町村の合併も行われた。そして、昭和28年(1953)年9月までには、市が17、町村数が132となっていた。

既述した町村合併促進法に基づいて、大阪府では、昭和28年10月に、府知事の諮問機関として大阪府町村合併促進審議会を設けた。審議会は、翌29年1月11日に知事の諮問にこたえて、次のような内容の町村の標準規模についての答申を行った。

- (1) 農山村および市街地的町村を通じ全町村の平均的規模は、人口おおむね14,000人程度とする。
- (2) 特に人口が少なく、面積の大きい農山村の平均的な規模は、人口おおむね9,000人程度とする。
- (3) 前2項の人口は府下における標準町村の規模を示したものであって、実際上の町村合併は、この程度を基準として、なるべく大規模に合併を推進すべきである。
- (4) 市と町村の合併については、町村合併促進法の立法趣旨にかんがみ、一般的に次のように取り扱うことが適当である。
 - ①人口5万人未満の市に関しては、原則として町村との合併を図ること。
 - ②人口5万人以上10万人未満の市に関しては、必要があると認められる場合において、当審議会の意見を聴いた上で町村との合併を考慮すること。
- (5) なお、町村合併による新市の設置、または町村を市としての要件を具備するものである限り、これを認めることが適当である。

審議会は、さらに、この方針にもとづいて、個々の町村長や町村議会議長の意見をきいた上で、昭和29年(1954)4月24日、府下18市119町村を21市25町とし、町村数を約4分の1とする各郡毎の合併計画案(「府下における町村

の規模を適正化するための合併計画案)を知事に答申した。知事はこれを関係各市町村に示した。

なお、大阪府の町村合併は、合併計画案策定までに、茨木市の二村編入(29年2月)、泉佐野市の5村編入(29年4月)、1町5村の合併による河内長野市の新設(29年4月)が、すでに実現していた。さらに既述した合併計画案に基づいて、29年4月以降府下市町村間の合併協議が重ねられ、町村合併が相次いだ。

この結果、32件117市町村の合併が実現し、昭和30年(1955)1月に、玉川町、盾津町、英田村、若江村、三野郷村→河内市、2月に、松原町、天美町、三宅村、恵我村、布忍村→松原市、11月に牧岡町、石切町、縄手町、孔舎衛村→牧岡市、31年4月に、四条町、住道町、南郷村→大東市、9月に、和泉町、南・北池田村、南・北松尾村、横山村、南横山村→和泉市となり市制を施行した。

大阪府は昭和31年(1956)10月に、新市町村建設促進法に基づき、大阪府新市町村建設促進審議会を設け、関係市町村に合併を勧告した。なお、府下市町村の合併が進展する間に、京都府南桑田郡檜田村と高槻市とが、地方自治法施行以来全国で初めてのケースである府県境にわたる町村合併を33年(1958)4月1日に実施した。また京都府亀岡市西別院町牧および寺田地区住民が、大阪府東能勢村に編入されることを望み、国でその調整が行なわれていたが、これが成立し、同じく33年4月1日、既述した亀岡市の一部地域と東能勢村の間の境界が変更された。これらにより大阪府は70年ぶりに府境が変更し、面積1,837、31平方キロメートルとなった。

この結果、昭和31年(1956)12月に、箕面町、豊川村→箕面市、33年に、柏原町→柏原市、34年1月に、南大阪町→羽曳野市、38年に門真町→門真市となった。

このように、昭和28年10月の町村合併促進法施行から、昭和36年6月新市町村建設促進法一部失効までの「昭和の大合併」において、大阪府では、市が17から26に増加し、町村が13

2から21へと大幅に減少した。

40年代になると、42年には布施・牧岡・河内の3市が合併して東大阪市になり、45年には四条畷市・泉南市、46年には交野市が誕生し、町村の分合もあって、47年10月には31市11町2村になった。

■おわりに

その後、昭和62年(1987)には狭山町が大阪狭山市に、平成3年10月には阪南町が阪南市になり、現在大阪府は33市10町1村で構成されている。

そして、「平成の大合併」の号令の下で、法定合併協議会として、「富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村合併協議会」、「守口・門真市合併協議会」、「堺市・美原町合併協議会」、「岸和田市・忠岡町合併協議会」、「泉州南合併協議会」(泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・岬町)が設置されている。また、合併も視野に入れた広域的連携に関する研究会として、「高槻市・島本町合併等研究会」、「大東市・四条畷市広域行政等研究会」、「広域的連携に関する勉強会」(岸和田市・貝塚市)、「北摂広域連携行政研究会」(豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町)、も設置されている。これらの合併協議会や研究会によって、府内市町村において合併に向けた取り組みがあらわれている。

【参考文献】

- ・『大阪百年史』(大阪府、昭和43年)
- ・山中永之佑『日本近代自治制と近代国家』(弘文堂、平成11年)
- ・『羽曳野市史』第2巻(羽曳野市、平成10年)
- ・『高槻市史』第2巻(高槻市、昭和59年)
- ・『泉南市史』通史編(泉南市、昭和62年)
- ・『吹田市史』第3巻(吹田市、平成元年)
- ・山中永之佑監修『近代日本地方自治立法集成』(弘文堂、平成6年)
- ・『新修大阪市史』第5・7・8巻(大阪市、平成3・6・4年)

昭和 20 年代の行政文書の紹介（その 2）

名 称	概 要	作 成 時 期
「災害復旧費に関する調書」	昭和 25 年 9 月 3 日にジェーン台風が阪神地方に襲来し、大阪府では、家屋全壊 5586 戸、床上浸水 81705 戸にのぼり、府下全域に災害救助法が適用された。本文書は、このような災害において、農林、水産などの部門での復旧費用を調査したものである。	昭和 25 年度
「大阪スタジアム関係綴」	大阪スタジアム（大阪球場、現大阪パーク）は、昭和 25 年 9 月 12 日に開場した。本文書は、大阪スタジアム建設助成に関するものである。	昭和 26 年度
「大学入学に関する書類」	本文書は、昭和 26 年度の新制大学入学者選抜方法のうち学力検査を実施する科目に関するものである。新製の国立大学から大阪府に宛てた文書が多く収録されている。	昭和 26 年度
「吉田総理大臣一行来阪に関する綴」	吉田茂は、昭和 21 年 5 月から 29 年 12 月まで長期にわたって総理大臣をつとめた。この文書は、27 年 9 月 15 日から 16 日にかけて来阪した吉田総理に関するものである。	昭和 27 年度
「琵琶湖総合開発資料」	本文書には、「琵琶湖総合開発基本方針の構想」、「琵琶湖総合開発について」、「琵琶湖総合開発計画要綱」、図面などが収録されており、琵琶湖の治水、電源開発、工業・農業用水への利用などについて述べられている。	昭和 27 年度
「堺戦災復興綴」	本文書には、戦災を被った堺市の復興事業に関する一連の文書、図面などが収録されている。	昭和 28 年度
「寝屋川水系改修計画資料」	寝屋川水系全般わたる治水対策は、大阪府の多年わたる懸案であった。本文書には、「寝屋川水系調査報告書」、「寝屋川改良全体計画書」、図面などが収録されている。	昭和 28 年度
「日本国際見本市計画・出品要領等綴」	昭和 29 年 4 月 10 日から 23 日まで、わが国最初の国際見本市である第 1 回日本国際見本市が大阪で開催された。本文書はそれに関する一連の文書を収録したものである。	昭和 29 年度

平成15年度 大阪府公文書館企画展、歴史資料講座を開催して

●はじめに

例年10月頃に、企画展と歴史資料講座を開催しています。これは、公文書などの歴史的文化的価値のあるものを収集、保存することの重要性を理解し、これらの資料を広く活用していただくために、大阪府公文書館の普及活動として行っています。

●企画展

今回の企画展は、平成15年10月1日から10月30日まで「～100年前の大阪エキスポ～歴史資料にみる第五回内国勸業博覧会」と題して、展示を開催しました。多くの方々にご来館いただきまして、誠にありがとうございました。

内国勸業博覧会は、明治政府が殖産興業政策の一環として開催された博覧会で、明治10年（1877）に第一回を東京上野公園内で開かれ、明治36年（1903）までに五回開催されました。

第五回内国勸業博覧会が明治36年（1903）に大阪で開催されてから100年目を機に、第五回内国勸業博覧会に焦点を当て、懸命な誘致活動により博覧会が大阪開催に至る経緯や博覧会の内容、博覧会後の跡地利用などについて当館所蔵の公文書、写真、絵図などを中心に展示しました。

また、大阪府立中之島図書館から第五回内国勸業博覧会各館精図など、大阪市公文書館から市会議案第八十六号参考書（マイクロフィルムからの複写物）、財団法人住吉村常盤会から第五回内国勸業博覧会写真帖、高木面子資料室から第五回内国勸業博覧会の建物が描かれた面子などを借用し、展示しました。借用させていただきました各機関に対しまして、改めてお礼申し上げます。

展示をご覧になった方々からは、なかなか目に見えない絵図・写真などを展示して楽しかった、大阪の歴史に触れて感動したなどのご感想をいただきました。

●歴史資料講座

歴史資料講座として、平成15年10月20

日・22日・24日の3日間、「古文書講座」と「歴史講座」をそれぞれ一時間ずつ行いました。

「古文書講座」では、はじめて古文書に触れる人を対象に、当館所蔵の川中家文書（江戸時代の庄屋文書）の中から融通講仕法帳をとりあげて、古文書の解読を行いました。続いて、「歴史講座」では、企画展のテーマに沿って第五回内国勸業博覧会について当時の世相とともに紹介しました。



今回は、歴史資料講座のアンケートを実施させていただきました。多くの方々からご回答をいただき、ご協力ありがとうございました。受講理由として、古文書に興味があり読めるようになりたい、大阪の歴史に興味があり勉強したいなどの意見があり、このような講座を希望している方がたくさんおられることがよく分かりました。また、幾人かの方々からは、講義時間を長くしてほしい、定期的で開催してほしいなどのご要望をいただきました。このアンケート結果をふまえて、できるだけ改善していきたいと考えております。

●おわりに

今後とも、このような企画展、歴史資料講座を開催し、大阪府公文書館の更なる普及につとめたいと思います。また、皆さんにとって利用しやすい、身近な公文書館となるよう努力していきたいと考えておりますので、一層のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

（松田ゆかり）

公文書館からのお知らせ

『大阪府公報』の利用について

- 『大阪府公報』は、平成16年2月からマイクロフィルムで利用いただけます。

公報は当館の資料の中でも、よく利用される資料ですが、劣化が著しく利用に支障をきたしていました。利用が劣化を招くという悪循環にも陥ってありました。このため、国の緊急地域雇用創出特別基金事業を用い、マイクロフィルム作成と電子画像データの作成事業を行ってまいりました。事業期間中は、利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

マイクロフィルム形態の公報は、平成16年2月から閲覧していただけることとなりました。明治期から大正期の紙媒体の公報の閲覧はできませんのでご了解ください。

マイクロフィルムリーダープリンターも新しくなりました。ご利用をお待ちしております。

- 公報の電子画像データの閲覧：今しばらくお待ちください。

マイクロフィルム作成とあわせて、電子画像データの作成も行ってまいりました。電子画像データは公文書館の所蔵資料検索画面でご覧になることができるようになりますが、そのためには、公

文書館システムに登録する必要があります。1点1点、手作業による登録作業となります。随時作業を行う予定ですので、今しばらくお待ちください。登録された公報は、どこからでもインターネットを通じてご覧になっていただくことができます。プリントアウトも可能です。便利になります

閲覧手続きについて

す！！ 楽しみにお待ちください。

- 府が作成した行政文書の閲覧についてのお知らせ

府が作成した行政文書（昭和22年4月17日以降の文書）を下記により移転しますのでこの間同文書の閲覧ができません。また移転後の同文書の閲覧については、公文書館での即日の閲覧ができなくなりますので、お手数ですが事前に公文書館へご相談の上閲覧ください。

- 移転日時 平成16年3月15日～19日
- 移 転 先 大阪府高倉書庫(大阪市都島区)

なお、インターネットでもご相談を承っております。また、資料検索後のメールフォームもご利用ください。

hoseibunsho-g01@sbox.pref.osaka.jp

利用案内

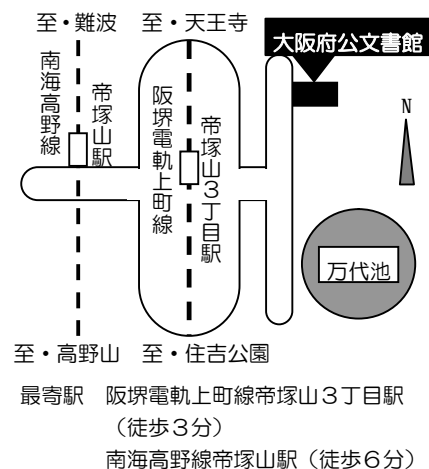
◆ 閲覧時間

- ・ 月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

◆ 休館日

- ・ 土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・ 年末年始（12月28日～1月4日）
- ・ 毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）

公文書館は、主に府が作成・入手した公文書や資料類のうち歴史的・文化的な価値があるものを保存し、広くみなさんにご利用いただく施設です。



大阪府公文書館 大阪あーかいびす 第33号 平成16年3月1日発行

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44/TEL06-6675-5551/FAX06-6675-5552

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/archives/>